

学校給食における
食物アレルギー対応の基本方針

春日井市教育委員会

はじめに

平成 24 年 12 月、東京都調布市において、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより命を落とす事故が発生しました。

こうした事故が二度と起きないように、文部科学省は平成 27 年 3 月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」を発行し、国、県、市教育委員会、学校など関係する機関がそれぞれ主体的に対応するよう求めてきました。愛知県では、平成 28 年 2 月に「学校における食物アレルギー対応の手引き」を発行し、学校における食物アレルギー対応は、市教育委員会及び学校において、組織的に行うべきと示しました。

本市では、生命に係わる重大な事故は起きていないものの、一歩間違えると児童生徒の生命・身体に影響を及ぼすような事案は散見されます。

こうした背景を踏まえ、すべての児童生徒が、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるよう、食物アレルギー対応を更に進める必要があり、中でも、特に気を付けるべき重要な点について、前述の対応指針、対応の手引きから抜粋し、「春日井市学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」としてまとめました。

学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

- 1 食物アレルギーを有する児童生徒に給食を提供する場合は、安全性を最優先とする。
- 2 給食で食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、「食物アレルギー対応申請書」及び医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 3 アレルギー原因食物を使用した料理は、提供しない。
- 4 学校において、食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、全ての教職員が共通認識を持って食物アレルギー対応を行う。
- 5 学校は全ての食物アレルギーに関する事故報告書及びヒヤリハット報告書を市教育委員会に提出する。

1 食物アレルギーを有する児童生徒に給食を提供する場合は、安全性を最優先とする。

食物アレルギーを有する児童生徒にもできる限り給食を提供するため、以下の対応を行います。

(1) 次の食材を使用しません。

ア 食物アレルギーを発症すると、特に重篤度が高い食物

そば・落花生

イ 学校給食で初めて食べ、重篤なアレルギー症状を発症する可能性が高い食物

アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ・くるみ・ピスタチオ・ペカンナッツ・ヘーゼルナッツ・マカダミアナッツ・まつたけ

※ 果物を除き、学校給食では必ず食材を加熱調理しています。

(2) 次のものを始めとして、食物アレルギーに配慮した献立の作成に努めます。

ア アレルギー表示制度で定められている特定原材料のうち、食物アレルギーを有する児童生徒等の人数が多い食物（卵・乳・小麦・えび・かに）については、使用頻度を減らすよう努めるとともに、それぞれの食材が主菜と副菜で重複しないように献立を作成し、これらのアレルギーを有する児童生徒が、どちらかの料理を食べられるように考慮します。

イ 飲用牛乳、調味料を除き、特定原材料8品目を使用しない給食（特定原材料を全て除去した「えがおのカレー（ハヤシ）シチュー」など）を月に数回、えがおで給食の日として提供します。

(3) 次の食材にアレルギーがあり、医師から配慮や管理が必要と診断された児童生徒にアレルギー給食（除去食及び代替食）を提供します。

対象食材：卵（鶏卵及びうずら卵）・乳・えび・かに

(4) 乳アレルギーを有する児童生徒に、飲用牛乳の代替食として、調整豆乳を提供します。

(5) 加工食品は必ず詳細な原材料配合表を取り寄せ、アレルギー表示制度で定められている特定原材料及び特定原材料に準ずる食品に、記号を記載した詳細な献立表を作成します。また、必要に応じ、詳細な原材料配合表を保護者に配付します。

(6) アレルギー給食を喫食する児童生徒は、おかわりを禁止しています。また、学校でアレルギー対応を行う児童生徒が、アレルギー原因食材を使用した食べない料理がある日は、当日の給食のすべてでおかわりを禁止します。

(7) 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや、食品表示法による注意喚起表記程度の量のアレルゲンの混入で、アレルギー症状を発症するような重篤な食物アレルギーがある場合は、給食を提供しません。

2 給食で食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、「食物アレルギー対応申請書」及び医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

食物アレルギー対応において、医師の診断に基づかず、保護者からの聞き取りのみで対応することは危険なため、避けることとされています。

このため、学校給食において食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、誤った対応を防ぐため「食物アレルギー対応申請書」（様式1）及び医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（様式2）の提出を必須とし、毎月指定日までに、翌月分の「食物アレルギー対応表」（様式3）を保護者から学校へ提出します。

また、必要に応じ、小児アレルギーの専門医と連携し、専門的な指導・助言を得て対応を行います。

（例）「大豆アレルギー」を有する児童の保護者が「豆腐」が大豆を使ったものと認識せず、食べられると思っていた。



※公益財団法人日本学校保健会
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

3 アレルギー原因食物を使用した料理は、提供しない。

児童生徒それぞれのアレルギー原因食物の症状の程度に合わせて、個別にアレルギー原因食材を使用した料理を提供したり、しなかったりする多段階対応は、誤食事故の原因となるため、非常に危険です。

このため、本市の学校給食における食物アレルギー対応は、当該アレルギー原因食物の対応をするか、しないかの二者択一とし、対応することとしたアレルギー原因食物を使用した料理については、使用量等に関わらず、その料理を提供しません。

（例1）エビフライ（大部分がエビ）は食べないが、少量（10g/人程度）のエビを含む八宝菜は食べるなどの対応は不可とし、エビを使用した料理はすべて提供しない。

（例2）生の果物は食べないが、加熱した果物を使用した加工品は食べるなどの対応は不可とし、対象の果物を使用した料理はすべて提供しない。

（例3）本人の取り除きによる喫食は、学校での対応はできない。

4 学校において、食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、全ての教職員が共通認識を持って食物アレルギー対応を行う。

小中学校に、食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、全ての教職員が共通認識を持って食物アレルギー対応が実践できるよう努めます。

学校における食物アレルギー対応は、文部科学省の「学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方」に基づき、全ての教職員が共通認識を持って組織的に行う。

校長は、食物アレルギー対応について具体的な方針の策定、児童生徒の個別の食物アレルギー管理マニュアル(個別の取組プラン)や緊急時個別対応マニュアルの作成、研修会の企画等をするなど、全ての教職員が共通認識をもって食物アレルギー対応にあたることができるように、校内の食物アレルギー対応に関する委員会を設置し、学校全体で食物アレルギー対応に取り組むための体制を作ります。

5 学校は全ての食物アレルギーに関する事故報告書及びヒヤリハット報告書を市教育委員会に提出する。

(1) 学校は、食物アレルギーに関する事故が発生した場合は、すみやかに学校教育課へ報告します。

また、食物アレルギーに関する事故及び全てのヒヤリハット事例について、校内の食物アレルギー対応に関する委員会において再発防止策を検討し、学校教育課へ報告します。

(2) 学校教育課は、学校から報告を受けた場合、すみやかに学校給食課へ情報提供するとともに、事故及びヒヤリハット事例の再発防止策を各小中学校へフィードバックし情報共有を図ります。

(3) 各小中学校は、全教職員で情報を共有し、事故防止の徹底に努めます。

※ ヒヤリハット事例とは

事故に至らなかったものの、一歩間違えれば事故になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりした経験を意味し、1つの重大な事故の背後には、29の軽微な事故があり、その背後には300のヒヤリハット事例があるとされている。

令和 年度 食物アレルギー対応申請書

令和 年 月 日

(宛先) _____ 学校長
教育委員会学校給食課長 様

保護者氏名 _____

児童生徒	フリガナ氏名		年 組
住所	〒 _____ <連絡先>		

次の設問について、該当するものに☑を付けてください。

1 食物アレルギー原因食材への学校給食での対応方法の希望について

- どちらかに☑を付ける
- 卵・乳・えび・かにアレルギー給食の提供を希望する。→ 設問2へ
 - 通常給食の提供で、学校での食物アレルギー対応を希望する。
↳ 希望する対応方法に☑をつけてください。→ 回答後、設問2へ

<input type="checkbox"/> 無配膳または一部弁当	<input type="checkbox"/> 完全弁当
 <p>アレルギーを含むものは、配膳しません。</p>	 <p>無配膳となる料理等を自宅から持参します。</p>
	調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルギーや注意喚起表記（食品表示法）程度の量のアレルギーの混入でアレルギー症状が発症する場合やアレルギーが多数ある場合は、自宅から毎日弁当を持参します。

2 アレルギー原因食材の種類について（複数可）

アレルギー原因食材				
<input type="checkbox"/> 卵	<input type="checkbox"/> 乳	<input type="checkbox"/> 小麦	<input type="checkbox"/> えび	<input type="checkbox"/> かに
<input type="checkbox"/> いか	<input type="checkbox"/> オレンジ	<input type="checkbox"/> 牛肉	<input type="checkbox"/> ごま	<input type="checkbox"/> さけ
<input type="checkbox"/> さば	<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 鶏肉	<input type="checkbox"/> バナナ	<input type="checkbox"/> 豚肉
<input type="checkbox"/> もも	<input type="checkbox"/> やまいも	<input type="checkbox"/> りんご	<input type="checkbox"/> ゼラチン	
<input type="checkbox"/> その他 (_____)				

※1 「その他」以外の食材は、アレルギー献立表で確認することができます。

※2 アレルギー表示制度で定められている特定原材料・特定原材料に準ずるもの 28 品目の内、当市の学校給食で使わない「そば・落花生・アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ・くるみ・まつたけ」は省略しています。ピスタチオ・ペカンナッツ・ヘーゼルナッツ・マカダミアナッツも使用しません。

※3 学校給食では、必ず食材を加熱調理しています（果物を除く）。

3 飲用牛乳及びはっこう乳の代替について

乳アレルギーのため、豆乳の提供を希望する。

※ 乳糖不耐症等により豆乳の提供を希望したい場合は、別途案内する学校給食豆乳申込書の提出が必要です。

校長	教 頭	保健主事	養護教諭	給食主任	担 任

裏面あります。

※ 学校は提出を確認した上で、写しを保護者へ渡してください。

4 卵・乳・えび・かにアレルギー献立表又はアレルギー献立表とは別に、詳細な成分を記載した資料（配合表の写し）が必要な場合は、具体的な理由を記入してください。

必要ない

必要

原因食物（ ）

理由（ ）

例：じゃがいものアレルギーがあり、加工品についてじゃがいもでんぷんの有無を確認したい。

5 学校給食で食物アレルギー対応を行うにあたり、次の事項に同意が必要です。

同意する

※ チェックがない場合は、学校給食での食物アレルギー対応はできません。

(1) 卵・乳・えび・かにアレルギー給食や学校での食物アレルギー対応を希望する場合（アレルギー献立表の配付等）は、医師の診断による「学校生活管理指導表（毎年更新）」の提出が必須です。

(2) 必要に応じて個人面談を行うことがあります。

(3) 学校給食では、アレルギー原因食物の対応をするか、しないかの二者択一であり、対応するアレルギー原因食物を使用した料理は、無配膳対応です。

(4) 卵・乳・えび・かにアレルギー給食の栄養価は、通常給食と異なります。

(5) 安全確保のため、卵・乳・えび・かにアレルギー給食を申請する方は、すべての料理のおかわりができません。

(6) 安全確保のため、学校での食物アレルギー対応を申請する方は、一部無配膳又は一部弁当対応のある日について、すべての料理のおかわりができません。

(7) コンタミネーションや調味料等に含まれる微量混入にも注意が必要など、学校給食を安全に提供することが困難と認められる場合は、完全弁当（毎日持参）対応です。

※ コンタミネーションとは、食品を製造する際、原材料として使用していないにも関わらず、特定原材料が意図せず混入してしまうことです。

(8) 毎月送付する「卵・乳・えび・かにアレルギー給食注文表（又は食物アレルギー対応表）」は、保護者が責任を持って記載し、提出期限までに学校へ提出してください。

※ 卵・乳・えび・かにアレルギー給食を申請している方で、卵・乳・えび・かに以外のアレルギーがある場合は該当原因食物の含有の有無に十分注意してください。

(9) 「卵・乳・えび・かにアレルギー給食注文表（又は食物アレルギー対応表）」に記入漏れがあると判明した場合は、該当の料理を提供しません。また、記入漏れが頻繁に見受けられる場合は、食物アレルギー対応はできません。

(10) この申請及び学校給食の対応内容については、学校、学校給食課、調理場の教職員で情報共有します。

(11) その他、教育委員会や学校の指示に従います。

※ 完全弁当の場合は、(3)～(7)を除きます。

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 組

提出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		【緊急時連絡先】
アナフィラキシー (あり・なし) — 食物アレルギー (あり・なし)	Ⅰ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅰ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
	Ⅱ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ）	Ⅱ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス		
	Ⅲ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 〈 〉 2. 牛乳・乳製品 〈 〉 3. 小麦 〈 〉 4. ソバ 〈 〉 5. ピーナッツ 〈 〉 6. 甲殻類 〈 〉（ ） 7. 木の実類 〈 〉（ ） 8. 果物類 〈 〉（ ） 9. 魚類 〈 〉（ ） 10. 肉類 〈 〉（ ） 11. その他1 〈 〉（ ） 12. その他2 〈 〉（ ）	Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)		
	Ⅳ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	記載日 _____ 年 月 日 医師名 _____ ④		
	【除去根拠】 該当するものを〈 〉内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 () に具体的な食品名を記載			
	Ⅴ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良			Ⅰ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要
Ⅱ-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () ()		Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		
Ⅱ-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()		Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		
Ⅱ-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 ()		Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)		
Ⅲ 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()		記載日 _____ 年 月 日 医師名 _____ ④		
医療機関名		医療機関名		

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 組

提出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
	<p>A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p> <p>B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ _____ ）</p> <p>B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 [_____]</p> <p>B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤</p>	<p>A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>	年 月 日 ----- 医師名 ----- 医療機関名
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
	<p>A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ _____ ）</p> <p>B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ _____ ）</p>	<p>A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C その他の配慮・管理事項（自由記載）</p>	年 月 日 ----- 医師名 ----- 医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
	<p>A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬</p> <p>B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ _____ ）</p>	<p>A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B その他の配慮・管理事項（自由記載）</p>	年 月 日 ----- 医師名 ----- 医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

令和 年度 月食物アレルギー対応表

年 組 氏名	保護者サイン ※できる限り2人以上で、記入、確認をしてください	
	記入者	確認者
アレルギー:		

※ 今月は食物アレルギー対応が 必要⇒ 必要ない⇒ (該当する方に☑する)

月日	種別	献立名(小学校)	食べないものに×	弁当持参するものに○
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	わかめごはん		
	食缶	八宝菜		
	フライ缶	揚げえびしゅうまい		
	その他	もやしのナムル		
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	麦ごはん		
	食缶	さわにわん		
	フライ缶	ツナとおからのそぼろ		
	その他	みかん		
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	ごはん		
	食缶	ごじる		
	フライ缶	さつまいもコロッケ		
	その他	きゅうりとひじきの和え物		
○月○日(○)	その他	ココア牛乳のもと		
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	麦ごはん		
	食缶	わかめスープ		
	フライ缶	ビビンバ		
	その他	ヨーグルト		
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	ごはん		
	食缶	けんちん汁		
	フライ缶	れんこんと鶏団子の揚げ煮		
	その他	白菜とほうれん草の塩昆布和え		
○月○日(○)	その他	野菜ふりかけ		
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	ごはん		
	食缶	豚肉とたまねぎのうま煮		
	フライ缶	おひたし		
	その他	きらず揚げ		
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	麦ごはん		
	食缶	みそおでん		
	フライ缶	ちくわのもみじ揚げ		
	その他	きゅうりのおかか和え		
○月○日(○)	牛乳	牛乳		
	主食	ソフトめん		
	食缶	ミートソース		
	フライ缶	ごぼうサラダ		
	○月○日(○)	牛乳	牛乳	
主食		玄米ごはん		
食缶		だまこ汁		
フライ缶		まぐろの甘辛煮		
その他		きざみたくあん		
○月○日(○)	その他	手巻きのり		

※ 提出期限は 年 月 日() です。

学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

令和3年 2月 策定

令和3年 11月 改定

令和5年 4月 改定